

令和5年度第5回香川地方最低賃金審議会議事録

令和5年8月23日（水）

高松サポート合同庁舎

北館702会議室

出席者	公益側	東、春日川、柴田、高塚、元木
	労働者側	立石、土田、中村、廣瀬、三屋
	使用者側	井出、奥田、窪田、渡部

議 題 （1）香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出
について
（2）その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第5回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、棚次委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上であります14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、傍聴人として2名の方が傍聴されております。まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、お手元に配付させていただいております資料でございますけれども、

資料 No. 1 香川最低賃金の改正決定について（答申）（写）

資料 No. 2 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書（写）でございます。不足等はありませんか。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

まず、議題（１）の「香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」です。

事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

それではご説明いたします。座って説明をさせていただきます。

皆様ご承知のとおり、香川県最低賃金につきましては、本年７月４日に香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して、改正決定についての諮問を行い、３回の本審及び４回の専門部会での審議を経て、本年８月７日の第４回専門部会において全会一致で結審し、労働局長あて答申をいただいたところです。

この答申内容に対しまして、最低賃金法第１１条第２項及び第１２条に基づく異議の申出がありましたので、この申出について香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して意見を求めることとなりました。

異議申出の内容につきましては、お手元の資料 No. 2 のとおりでございます。

この異議申出についてご審議いただくため、香川労働局長より諮問を行わせていただきたいと思います。

それでは、労働局長から会長へ諮問文をお渡しします。

（労働局長から、諮問文を会長へ手交）

○柴田会長

それでは、事務局から諮問文の写しを確認してもらい、読み上げてください。

(各委員へ諮問文(写)を配付)

○賃金室長

それでは、諮問文を読み上げます。

本文中の別添につきましては、資料 No. 2 のとおりでございます。同じ内容でございますので、本文中の別添については添付を省略させていただいておりますけれども、よろしく願いいたします。あと、本文中の別添の読み上げにつきましても割愛させていただきます。

今から諮問文を読み上げさせていただきます。

香労発基 0823 第 5 号

令和 5 年 8 月 23 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 栗尾保和

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、香川県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

以上でございます。

○柴田会長

ありがとうございました。

香川労働局長からの諮問を受けることにいたします。

それでは、ただ今より審議に入ります。

初めに、事務局より、異議申出の内容について説明をお願いいたします。

○賃金室長

それでは異議申出の概要について説明いたします。

資料 No. 2 をご覧ください。

申出内容といたしましては、時間額単独方式になった 2002 年度以降で最高の引き上げ額（プラス 40 円）とされたことに一定の評価はするものの、エネルギー・食品を中心とした生活物価の急激な高騰に対応した金額とは到底言えない。

最低賃金改定の答申額は、最高額地域との格差を広げるものであり、同一労働同一賃金の考えが考慮されたとは到底思えず、異議を申し出ざるを得ない。

異議申し出の理由意見としまして、1 つ目は、「最低賃金額は実質の物価を反映した生計費水準にするべき」というものでございます。

高松市の消費者物価指数は上がり続け、6 月値は総合でプラス 3.3%、昨年同期よりプラス 1.3%、食料でプラス 8.0%、前年同期よりプラス 4.2% も上昇しており、光熱・水道、被服以外は軒並み上昇している。

昨年の総合の上昇率（2.0%）で最低賃金額をプラス 30 円にしたのであれば、今年物価上昇率を考慮すると、最賃引上げ額は 49 円以上で物価上昇に合わせた額となり、物価高騰に遅れないためにもプラス 49 円以上に答申額を見直すべきである。

続きまして、2 つ目といたしましては、「地域間格差を縮める考慮はされたのか」というものでございます。

最低賃金額が最高額の東京と香川では時間当たり 195 円の格差があり、月平均で 174 時間働いても香川は東京より約 34,000 円も低い労働対価しか得られない。

東京と香川では労働の密度に差があり、労働密度を加味した最低賃金額を出したと言うのか。

賃金の低い地域から高い地域へ労働者・労働力の流出は続いており、このままでは少子高齢化・過疎化が進行し、地方の活力は著しく疲弊する。

地域ランク別に改定を目安額を示す方式では、地域間格差を大きく縮めることは期待できない。

よって、地域間格差を縮める改定額を再検討していただきたい。

3つ目でございますが、「政府や厚生労働省に対する要望の再検討を」というものでございます。

各地域の最低賃金審議会では、「政府への賃金引上げによる環境整備などの拡充をしっかりと示して欲しい」との付記意見も多くなっており、香川地方最低賃金審議会においても、香川の最低賃金と経済の活性化が結びつく具体的な改善意見や要望を再検討し、政府や厚生労働省に対し、審議会委員の総意として再度答申して欲しい。

以上でございます。

○柴田会長

ただ今、事務局から異議申出の内容について説明いただきましたが、申出者から意見陳述をしたいとの要望をいただいております。本日、傍聴されております。まず、このことについてお諮りしたいと思っております。

申出者から、意見陳述をしていただいてもよろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

それでは、意見陳述を認めますので、陳述者は所属及び氏名を述べた後、10分以内で意見陳述をしていただくようお願いいたします。

○香川県労働組合総連合 藤沢事務局長

私、香川県労働組合総連合事務局長の藤沢と申します。お手元にお配りされておりますので、異議申出書の内容を詳しく話す訳で

はございませんが、項目立てに沿って大きな主要点だけを再度申し述べさせていただきたいと思っております。

まず、一つは、今年の最低賃金改定額、答申が出されました。今までの最高額、香川県での最高額ということで理解はしておりますが、まだ物価上昇には到底追いついていないという状況だと私達は考えております。

高松市の物価上昇指数も示しておりますが、昨年よりもまだ引き続き上がっているということ。それも上がり方が途中でエネルギー関係で政府の補助もありましたが、その補助も反映された物価指数が示されているはずであり、物価指数で十分かつ以上に上げるべきでないかなという考え方が成り立つと思っております。

一方、企業の物価指数で見えていただきましたら、エネルギー関連の補助がだいぶ効いておりまして、昨年よりも年間の物価上昇率から言えば完全に下がっている状況が見えております。

そのことから考えれば、企業側についても、最低賃金を上げられる可能性も出てきているのではないかなというふうに考えております。

私共は去年の価格改定が正当な正しいものだったするのであれば、物価指数の状況からすれば、やはり今年は50円近い額が出されて当たり前ではないかなというふうに考えております。

2点目の項目とも絡みますが、全国で、この資料で示している15日現在で調べたところ、全国で20県以上のところが中央最賃が示した目安額以上の額を付けておられます。それも、7円、8円というところがあるんですね。やはり、今年の物価指数の状況からすれば、どこもこれくらい上げて当たり前だというふうに考えておられるのではないかなとも思います。最終的に23県が目安額よりも上回る改定額答申を出されています。その部分については特に、「最高額地域との格差をできるだけ縮めたい。」という考え方が強く反映していたというふうに思います。

3点目の項目でもありますが、各地方最賃の委員会の中でも公益委員見解とかでも、そういうことが指摘されております。やはり、最高額地域との格差をどう縮めていくかということを考えれば、それに物価指数が上がっている、物価が上がっているという状況を考えれば、「目安額だけでは足りない。」という考え方も示された結果なんではないかなと思っております。

そこを是非とも、もう一度考えて、答申額を検討し直していただきたいと思っております。

また、3点目として、今年も答申案の中では、政府に対する意見的なものが書かれております。去年より強い要望という形で、「生産性向上や賃上げにつながる実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化に向けた適切な価格転嫁への取り組み強化を強く要望する。」ということが書かれております。

ただ、具体性がやっぱりないと。政府が示している方針のところを強く実効性のあるものにして欲しいと言われるだけなんですね。他地域の公益委員見解や付帯決議を見ますと、名前を言っていないかどうか分かりませんが、四国の徳島県については、高速道路の通行料金がやっぱり高いと。経済にも流通にも影響をものすごく受けているということで、そのことを考えれば、政府に対してきちっと、高速道路の通行料金を下げてもらいたい。全国一律でやってもらいたい。四国地域だけ、四国の高速道路だけが高いというのでは、間尺に合わんということがきっちり示されているというふうに思います。

そういう具体的な意見を附していただきたいんですよ。そういうことも含めて、もう一度この文章の中身についても考えていただける余地があるのであればお願いしたいと思っております。

それと、書いてはいませんでしたが、10月1日を必ずしも守る必要はないと思います。他の県でも現実的に審議が遅れてしまって10月1日には間に合いません。たまたま10月くらいからで上げれるよ

うにはしましたが、ひと月くらいのずれが出たとしても、私は構わないというふうに思います。それによって大きな額が得られるのであれば、最低賃金ぎりぎりで暮らしている人にとっては、1か月の数百円の話をごちぐちは言いませんけれども、それが次の1年間に引き続いていくのであれば、大きな影響が出るというふうに考えております。

是非とも本当に必要な最低賃金額をもう一度考えていただきたいなと思います。日付の問題ではないと思っております。そのことについては、中央最低賃金審議会のビデオメッセージの中でも会長代理の方がおっしゃっておりました。

「時期の問題も大事だけれども、それよりも本当に適正な地域の最低賃金を求めることが大事だ。」ということをおっしゃっていたと思います。そのことも含めて再度お願いしたいと思っております。

4ページ目の一番最後に書いておりましたが、これは何とも言いえないところですが、やはり最低賃金審議会の情報公開を進めていただきたいと思っております。実質、審議の中身が何であったのかがよく分からないまま、異議を申し立てても、具体的な異議が、本当にこれで合っているのかすら分からないわけなんですね。異議審までの審議会の要旨が、異議審の異議を提出するまでは分からない状態のままです。一方で年度末に近くなってきた頃にホームページに、議事録なり、議事要旨が載る形になっております。それがいいのかどうか。本当に情報公開を進めているのであれば、本来は、ホームページに早く載せるということも必要だろうし、早く見せなくてもできるだけ一般の方に伝わるように情報は公開して、いつでも聞きに行くことが出来る状況を作っていただきたいというふうに思います。それと労働局に対しては、すみませんがホームページに載せるための作業も苦勞はあるだろうとは思いますが、できるだけ早く議事要旨、議事録をまとめていただいて、早く載せられるようお願いしたいということをお付け加えさせていただきたいと思っております。

長く時間をとりましたが、私たちの意見とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○柴田会長

それでは、異議申出につきまして審議を行います。

異議申出書写しや、ただ今の陳述の内容に関しまして、労使各側の委員から、まずご意見をお伺いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

では、まず労働者側の委員からお願ひします。

○立石委員

労働者側の委員を代表しまして、一言述べさせていただきますと思ひます。要点4つほど読む形になると思ひますけれどもよろしくお願ひします。

一つ目として、「金額審議において議論を尽くした結果について」であります。私たちは金額審議にあたり、8月1日に開催した第3回本審におきまして、中央目安額Bランクとして40円の伝達がされました。

この金額はこれまでの最高額となりましたが、これまでの春季生活闘争の結果、これを未組織の労働者へと波及させる、社会全体の賃金底上げにつながり得る点は評価しています。

物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るといふ観点では十分とは言えませんが、公労使で真摯な議論を尽くした結果であります。

二点目といたしまして、私どもは「誰もが時給1,000円」これを早期に実現していくんだということ、あるべき水準として思っております。

これについて議論において労働者側としまして、一つ「依然として高い水準で推移している物価の状況から、実質賃金を強く意識し

た審議の必要性」、二つ目といたしまして「国内でのデフレマインドを払しょくし経済の局面を転換するために、今次の春季生活闘争の成果を未組織労働者へ波及させるための必要性」、そして三点目「働く人材の確保難や都市部への人材流出、こういったところが一つの要因になっているということでもありますので、地域間格差を早急に是正することの必要性」、これら等を強く主張して、金額審議にあたりました。

労働者側といたしましては、この主張は一定程度受け入れられたと考えております。私たちがめざす「誰もが時給 1,000 円」に向け前進する目安が示されましたが、依然としてナショナルミニマム水準として不十分であります。引き続き「あるべき水準」に関する公労使による議論を深めていく、こういったところが必要であると考えております。

三点目、「地域間の額差、この改善に向けた金額審議について」であります。金額審議におきましても、新たなランク制度、香川県はBランクでありますけれども、これで位置付けられた額差のところや総合指数などを根拠にして論議を展開してまいりました。

その中でも、やはりAランク、都市圏、そして瀬戸内近隣県、こういったところのとの額差が、やはりなんとかしても追いつきたいし、広がるのは考えられないということで、ここにはすごくこだわりを持って金額審議に臨んでまいりました。地賃の額を示すべきである金額審議におきましては、ここにこだわったということでもありますけれども、私たちの望む額差の改善には至りませんでした。2024年度の金額審議におきましては額差の改善に向けた前向きな議論、こういったところを引き続き私たち労側といたしましても強く要望していきたいと考えております。

四点目といたしまして、「最低賃金の底上げと底支えについて」。

最低賃金は、県内の集団的労使関係のない職場を含めた社会全体の賃金を底支えする重要な役割を果たしております。私たちはこの

重要性を改めて認識した上で、今後の地方審議会において全力で取り組んで参りたいと考えております。

最後になりますが、私たちの要望がすべてではありませんが、届かなかったところも多いと思います。公労使が議論を尽くした結果として、香川県の最低賃金額、時給 918 円、これについても真摯に受け止めてまいりたいと考えております。

以上、異議審にあたりまして、一言申し述べさせて頂きました。
以上であります。

○柴田会長

ありがとうございました。それでは、使用者側からお願いします。

○窪田委員

それではまず、私、窪田から意見を述べさせていただきます。

異議の申出書にあります、物価上昇等に関する理解はできる点もありますし、また、事業者としましては、労使の信頼関係を保ちながら事業を行い、利益を出して企業と雇用を守っていくべきと考えております。

そのうえで、真摯に最低賃金に対する審議を尽くしてきたところ
です。

現在、経営を取り巻く環境は、コロナ禍からの回復傾向にあるものの、エネルギーや原材料の高騰、中国をはじめとする世界経済の減速などによる景気の下振れリスクが懸念されておりますし、さらに業種や企業規模によっては、さまざまなコストの上昇に価格転嫁が追いつかないといった課題も抱えています。

企業としても、生産性の向上等に努め、業績や利益を上げる努力はしていますが、大幅な最低賃金の引上げは、中小企業・小規模事業者にとっては、社会保険料も含む人件費の大きなアップにつながり、経営に影響を及ぼし、その結果として事業の存続や雇用維持が

困難な状況に陥ることを懸念しています。

県内企業においては、コロナ禍における資金繰り支援としてのゼロゼロ融資の返済に苦慮している企業もあり、東京商工リサーチが7月に発表しました、2023年の1から6月、上半期における県内企業の企業倒産件数は34件ということで、昨年の同時期における12件に比べて、倒産件数が急増しております。

使用者側としては、あらゆる企業に強制力をもって一律に適用される最低賃金について、経営実態と離れた大幅な引上げとなることを憂慮しつつも、今年度の賃上げ結果や物価上昇の状況も勘案し、労働側の主張や公益委員の話にも真摯に対応して意見を述べてまいりました。

そうしたなかで、中央最低賃金審議会の目安どおりである過去最大の引上げ額のプラス40円で結審され、使用者側としましては、その重みを感じながらもその引上げ額に賛成しており、審議が尽くされた結果だと受け止めております。

今般結審しました最低賃金に対して、今後、法令遵守にしっかり努めていくとともに、企業と雇用も守っていきたいと考えておりますが、国や自治体からの、特に中小企業・小規模事業者に対しての、生産性向上や賃上げにつながる実効性のある支援や適切な価格転嫁への取組みの強化をお願いしたいと考えますし、答申においても記述していただいている次第です。

私からは以上であります。

○柴田会長

ありがとうございました。ほかにご意見等はございますでしょうか。

さきほど、香川県労働組合総連合の藤沢事務局長から陳述いただきました。異議の内容といたしましては、書類でご提出いただいているものと、本日陳述いただいた内容でまとめますと、

香川県労働組合総連合からは、まず1点目としてはプラス40円では、エネルギー・食品を中心とした生活物価の急激な高騰に対応した金額とは到底言えないということ。

昨年の高松市の消費者物価指数の総合の上昇率2.0%で最低賃金額のプラス30円にしたのであれば、今年の最低賃金の引上げ額は50円に近い、49円以上で物価上昇に合わせた額となり、物価高騰に遅れないためにも49円以上に答申額を見直すべきであるということ。

2点目でございますけれども、今年の最低賃金額の改定の答申額は、最高額地域との格差を広げるものであり、同一労働同一賃金の考えが考慮されたとは到底思えないということ。

賃金の低い地域から高い地域へ労働者・労働力の流出は続いており、このままでは少子高齢化・過疎化が進行し、地方の活力は著しく疲弊するということ。

地域ランク別に改定の目安額を示す方式では、地域間格差を大きく縮めることは期待できないことから、地域間格差を縮める改定額を再検討していただきたい。

3点目としては、政府や厚生労働省に対し、香川の最低賃金と経済の活性化が結びつく具体的な実効性のある改善意見や要望を再検討し、審議会委員の総意として再度答申して欲しい。

ということでございました。

このことについて、労働者側から、その現状やあるべき姿についての考えを意見表明いただき、異議内容、理由を十分にお伺いしました。

また、労働者側委員、使用者側委員からもご意見を拝聴させていただきました。

当審議会においては、労働者側の委員から、物価上昇による最低賃金近傍で働く労働者の生活への影響、地域間格差の解消について強く主張されました。

また、使用者側の委員からは、コロナ以前の経営状況に回復した

企業もある中で、エネルギーや原材料価格の高騰や、価格転嫁が十分に出来ていない中小企業・小規模事業者の置かれている状況等が述べられました。

結果、双方の譲歩の精神で何とか妥協点を探ったところですが、意見が一致しなかったということでございます。

労使の委員からご意見をいただきましたように、公労使で真摯に議論を尽くすことが出来たと思っております。

このため、公益案を提示させていただき、全会一致でプラス 40 円ということで、答申をいたしました。

申出者のご意見に理解できる部分もございますが、なおここで 8 月 7 日の答申内容を改めて変更させ得るものではないと考えています。

したがいまして、「令和 5 年 8 月 7 日付け答申どおり決定することが適当である。」という結論にしたいと思っておりますが、各側の委員、この結論にご異議はございませんでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

それでは、同意をいただきましたので、この旨、答申したいと思っております。

答申文につきましては、会長一任とさせていただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

それでは、答申文を作成いたしますので、10 分休憩といたします。
10 時 45 分から再開します。

(答申文(案)作成のため10分程度中断)

○柴田会長

それでは再開いたします。

それでは、事務局は答申文(案)を確認してもらってください。

(各委員へ答申文(案)を配付)

○柴田会長

事務局は答申文(案)を読み上げてください。

○賃金室長

それでは読み上げいたします。

(案)

令和5年8月23日

香川労働局長 栗尾保和 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和5年8月23日、貴職から、8月7日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

○柴田会長

ただ今の答申文(案)でよろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

それでは、(案)をとって、答申いたします。

(会長から労働局長へ答申文手交)

○栗尾香川労働局長

ただ今、「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」につきまして、答申をいただきました。ありがとうございます。

答申をいただきました内容に沿いまして、令和5年度の香川県最低賃金を決定させていただきます。

本日の審議会終了後、速やかに改正決定の公示を行いたいと思います。最短で10月1日発効が可能ですので、これを目途として事務手続きを進めさせていただきたいと思います。

また、改正されました最低賃金額につきましては、その周知とともに、履行確保に努めて参りたいと考えております。

委員の皆様には、今後予定されております特定最低賃金の審議を含め、引き続き賃金行政に対するお力添えをお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○柴田会長

ありがとうございました。それでは、本日の答申後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

はい、ご説明いたします。

本日の答申をもとに、香川労働局長が香川県最低賃金を決定の上、公示手続きを行い、9月1日の官報公示を経て、10月1日法定発効という流れとなります。

また、本日答申をいただきましたので、予備日として設けさせていただきました明日8月24日（木）と8月28日（月）の審議会は開催いたしませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○柴田会長

今後、行政においては、最低賃金の広報及び履行確保に努めていただくとともに、中小企業・小規模事業者への支援等に取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

また、労使におかれましては、各々の団体を通じ、最低賃金の周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

その他、事務局から何かございますか。

○賃金室長

この後事務連絡がございますので、委員の方々は残っていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○柴田会長

先ほど事務局から説明がありましたが、予備日として設けさせていただきました明日8月24日（木）と8月28日（月）の本審は開催いたしませんので、よろしく願いいたします。

他にご発言等、ございますでしょうか。

なければ、以上を持ちまして、第5回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

— — 了 — —